

追加プログラムセット購入規約

この追加プログラムセット購入規約（以下、「本規約」）は、一般社団法人FLIPコンソーシアム（以下、「当法人」）の正会員、一般会員またはユーザー会員のうち、追加プログラムセットの購入を申し込む者（以下、「会員」）および当法人に入会を申し込むと同時に追加プログラムセットの購入を申し込む者（以下、「入会申込者」）に適用されます。会員および入会申込者（以下、「購入申込者」）は、本規約に同意した場合のみ、追加プログラムセットの購入を申し込むことができます。

1. 定義

- （1）「会員規約」とは、購入申込者の属するまたは入会を申し込む会員種別に基づき適用される「一般社団法人FLIPコンソーシアム一般会員および正会員規約」、「一般社団法人FLIPコンソーシアムユーザー会員規約」または「FLIP Consortium Overseas Membership Terms and Conditions」のことをいいます。
- （2）本規約における「FLIP」とは、会員規約のうち、「一般社団法人FLIPコンソーシアムユーザー会員規約」または「FLIP Consortium Overseas Membership Terms and Conditions」に定めるFLIP ROSE® Program、FLIP TULIP® Programおよびそのプリプロセッサ並びにポストプロセッサプログラムのことをいいます。
- （3）「追加プログラムセット」とは、FLIPを実行形式で10ライセンス、そのマニュアル、FLIPを実行するためのプロテクト用ドングルキー（以下、「プロテクトキー」）、その他関連書類のことをいいます。

2. 購入申込

- （1）購入申込者は、追加プログラムセット購入申込書（以下、「購入申込書」）により追加プログラムセットの購入を申し込むこととします。
- （2）購入申込者は、追加プログラムセットの購入申込時に、追加プログラムセットを日本語版または英語版のいずれかから選択することとし、購入後に変更することはできません。
- （3）購入申込者のうち、入会申込者は、前項までの定め通り、追加プログラムセットの購入を申し込むことができますが、如何なる理由であれ入会手続きが完了しなかった場合は、追加プログラムセットの購入申し込みは無効となります。
- （4）購入申込者の代わりに第三者が追加プログラムセットの購入に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。

3. アンサーサービス

- （1）購入申込者は、追加プログラムセットの購入後、追加プログラムセットについても同様に会員規約およびアンサーサービス利用規約に定めるアンサーサービスを利用することができます。
- （2）購入申込者が現在使用しているまたは入会時に選択するアンサーサービスの言語とは異なる言語で追加プログラムセットのアンサーサービスを利用する場合は、問い合わせ窓口担当者の追加登録および会員規約に定める追加窓口年会費の支払いが必要となります。ただし、購入申込者が現在使用しているまたは入会時に選択するアンサーサービスの言語と同じ言語でアンサーサービスを利用する場合は、問い合わせ窓口担当者の追加登録は任意とします。

4. 料金

- （1）追加プログラムセットの料金および追加窓口年会費の料金は、会員規約に定める通りとします。
- （2）追加プログラムセットおよび追加窓口年会費の支払方法および支払いに関する条件は、会員規約に定める通りとします。
- （3）日本国外の取引（以下、「国外取引」）においては、購入申込者は、追加プログラムセットの購入に関して、税関および関連機関の判断により、輸入税、源泉所得税、付加価値税およびその他追加でかかる費用（以下、「その他国外費用」）が発生する場合があること、および、当法人ではその他国外費用について事前に確認または判断できないことを承諾するものとします。また、その他国外取引費用および追加プログラムセットに関する送料は、全て購入申込者の負担とします。
- （4）日本国内の取引においては、10.（2）、（3）、（5）および（6）の場合を除き、当法人が追加プログラムセットに関する送料を負担します。

(5) 既に支払われた追加プログラムセットの料金は、返金されないものとします。

5. 提供方法

- (1) 当法人は、購入申込者から追加プログラムセットの料金の全額の支払いを受けた日より14営業日以内に購入申込書に記載された住所に当法人の通常の梱包方法・発送方法にて、追加プログラムセットのプロテクトキーを発送します。ただし、購入申込者が入会申込者の場合は、当法人による入会承認日以降とします。
- (2) プロテクトキーを除くFLIP、そのマニュアル、その他関連書類は、当法人が提供する会員専用のウェブサイトのうち、日本語の追加プログラムセットを選択した場合はユーザー会員専用サイト、または、英語の追加プログラムセットを選択した場合はOverseas Member Site（以下「会員サイト」）よりダウンロードする形式で提供されます。
- (3) 会員サイトへのログインIDおよびパスワードは、追加プログラムセット購入時において有効な会員サイトへのログインIDおよびパスワードと同一とします。
- (4) 国外取引においては、当法人はプロテクトキーを最新のインコタームズに基づき「CPT」にて引き渡すものとします。
- (5) 英語版の追加プログラムセットを選択した購入申込者は、改良または機能拡張された英語版のFLIP、そのマニュアルおよびその他関連書類の提供が、日本語版のものより遅れるまたは提供されない可能性があることに同意するものとします。また、購入申込者は、FLIP に含まれるFLIPGENプログラムの日本語版と英語版には互換性がないことを承諾するものとします。
- (6) プロテクトキーの受け取りを購入申込者が拒否したり、または、怠ったり、購入申込者が必要な指示を怠ったことにより当法人がプロテクトキーを購入申込者の住所に納品できない場合、i) プロテクトキーは購入申込者に引き渡されたものとみなされ、ii) 当法人は、当法人の判断で、プロテクトキーを保管することができます。その際、購入申込者の不履行により生じた全ての費用は購入申込者の負担とします。

6. 紛失および損傷のリスク

プロテクトキーの紛失および損傷に関するリスクは、当法人が当法人の事務所において、プロテクトキーを運送業者に引き渡した時点で、購入申込者に移転します。

7. 所有権

プロテクトキーの所有権は、プロテクトキーが購入申込者に納品または配達された時点で購入申込者に移転します。

8. 検品と確認

- (1) 当法人は、当法人の事務所において、発送前にプロテクトキーを検品します。購入申込者は、プロテクトキーが納品された後、プロテクトキーに同梱の導入ガイドに従って、速やかにそれらの損傷および欠陥の有無について確認を行うとともに動作確認を行うものとします。
- (2) 前項の確認の結果、プロテクトキーに何らかの損傷、欠陥、その他の不具合が見つかった場合、購入申込者は、プロテクトキーが納品された日より30日以内に当法人に書面または電子メールにて連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合、購入申込者は、納品されたプロテクトキーに損傷、欠陥、その他の不具合がなかったことに同意したものとみなします。

9. 管理義務および制限

- (1) 購入申込者は、会員規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、追加プログラムセットの全部または一部について複製物を第三者に譲渡したり、第三者にその使用を許諾することはできません。
- (2) 購入申込者は、会員規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、追加プログラムセットが当該購入申込者以外の第三者に不正に流出しないよう、必要となる一切の手段を講じ、管理する義務を負うものとします。
- (3) 追加プログラムセットを使用できる地理的範囲は、購入申込者の住所または主たる事業所が存在するその国内、またはその地域（オリンピックで採用されている該当地域内）とします。

- (4) 購入申込者が法人の場合、追加プログラムセットを使用できる範囲は、単一の法人格内とし、子会社、関連会社、関係会社、グループ会社をはじめとする法人格を別とする法人は含まれません。

10. プロテクトキーの取り扱いおよび損傷、紛失

- (1) 購入申込者は、プロテクトキーについて、損傷、紛失等のないよう、十分な注意をもって適切に取り扱うものとします。
- (2) 納品されたプロテクトキーに損傷が見つかった場合、当法人は、損傷のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプロテクトキーの再発行を行います。ただし、プロテクトキーの納品後30日以内に購入申込者が当法人に損傷について書面または電子メールにて連絡した場合に限るものとし、その際の交換にかかる送料は、購入申込者の負担とします。なお、購入申込者側の故意または過失にもとづき破損、故障したと認められる場合は、無償での再発行は行いません。
- (3) 前項に定める期間を過ぎた後のプロテクトキーの交換については、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、別に定める再発行料金にて、再発行を行います。なお、プロテクトキーの交換にかかる送料は、購入申込者の負担とします。
- (4) 当法人側の原因によりプロテクトキーに欠陥がある場合は、前項までの期間にかかわらず、欠陥のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で再発行を行い、プロテクトキーの交換にかかる送料も当法人にて負担します。
- (5) 破損、欠陥、紛失、盗難等の如何なる理由であってもプロテクトキー現品の交換が不能となった場合においては、当法人は一切の補償およびプロテクトキーの再発行は行いません。プロテクトキーが交換不能の場合、購入申込者は、再度追加プログラムセットを購入するものとします。ただし、プロテクトキーが購入申込者に納品されるまでの輸送中のトラブルにより交換不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、当法人が認めた場合に限り、再発行にかかる送料は購入申込者の負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。
- (6) 購入申込者が退会後にプロテクトキーの交換を希望する場合は、会員規約第14条に定める任意退会後2か年以内である場合に限り、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、本項(3)に定める再発行を行います。

11. 会員資格喪失に伴う追加プログラムセットの使用

- (1) 購入申込者が会員規約第14条またはArticle 14(1)に定める任意退会により、会員資格を喪失した場合、すでに購入された追加プログラムセットは会員資格喪失後も使用することができます。但し、当該購入申込者が任意退会後に会員規約第16条(3)もしくは(5)、またはArticle 14(3)の(e)もしくは(f)に至ったときは、この権利を失うものとします。
- (2) 購入申込者が会員規約第15条もしくは第16条、またはArticle 14(2)もしくは(3)のいずれかの規定により、除名され又はその会員資格を喪失した後は、購入した追加プログラムセットは使用できないものとします。

12. 保証責任

追加プログラムセットは、現状有姿で提供されるものとし、当法人はその精度、正確性または完全性について、明示的または黙示的ないかなる種類の保証も行いません。当法人は、追加プログラムセットが(i)誤りのないこと、(ii)ある特定の目的に対する商品性または適合性に関する黙示的な保証を含むがそれに限定されない、商品性のあらゆる特定の基準に整合すること、(iii)第三者の権利を侵害しないこと、または(iv)あらゆる特定の適用に対して購入申込者の条件を満たすこと、を明示的または黙示的を問わず一切保証するものではありません。購入申込者はどのような目的のためにも追加プログラムセットに依拠しないことを推奨され、また、依拠しないことに同意するものとします。購入申込者による追加プログラムセットの使用により発生する全てのリスクは、購入申込者にあるものとします。

13. 損害賠償及び裁判管轄

- (1) 購入申込者が本規約の条項に違反したために、当法人が損害を受けた場合、購入申込者は、当法人に対して損害賠償の責を負います。
- (2) 本規約に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

14. その他

(1) 本規約について状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、当法人は本規約を変更することができます。当法人が本規約を変更しようとするときは、会員に対して、当該変更内容を電子メールもしくは書面により通知し、またはインターネットその他相当な方法で公表します。

(2) 前項の変更は、通知又は公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(3) 当法人は、購入申込書に記載された購入申込者の氏名、住所、電話番号、その他個人を識別することができる情報について、当法人のウェブサイト (<https://www.flip.or.jp>) 内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとします。

(改定・施行日：2023年9月5日、適用日：2023年10月6日)